

# 市 会 議 案

平成30年5月臨時会（平成30年5月18日提出）

)

)

名 古 屋 市



## 目 次

平成30年承認第1号	名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について……………	1頁
平成30年承認第2号	病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について……………	45頁



平成30年承認第1号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により平成30年3月31日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年5月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第44号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例

（名古屋市市税条例の一部改正）

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条の前の見出し中「昭和47年度以降の各年度分の」を削り、同条第1項中「昭和47年度」を「平成31年度」に、「附則第19条の2第2項各号」を「附則第19条の2第2項及び第3項並びに第19条の2の2第2項及び第3項」に改める。

附則第12条、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の2中「附則第18条」を「附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の2の2（見出しを含む。）及び附則第14条の4中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の6第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第16項までを1項ずつ繰り上げ、同条第17項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第16項とする。

附則第15条の見出し中「新築住宅敷地用旧農地」を「市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋」に改め、同条中「第15条の8第1項から第3項まで」を「第15条の8第1項」に、「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、「及び住宅敷地用旧農地（法附則第15条の8第2項に規定する特定市街化区域農地を転用して住宅の敷地の用に供している土地をいう。）」を削る。

附則第16条の次に次の1条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額）

第16条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、同項に定める額をその税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内にその旨を市長に申告し

なければならない。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第20号中「第15条の8第1項、第3項若しくは第4項」を「第15条の8第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第11条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前的地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項第3号に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対して課する固定資産税については、第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例附則第14条の6第3項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第1項に規定する貸家住宅及び当該期間に新築された同条第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6　名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）  
の一部を次のように改正する。

第2条のうち附則第16条の次に2条を加える改正規定中「附則第16条」を  
「附則第16条の2」に、「第16条の2」を「第16条の3」に、「第16条の3」  
を「第16条の4」に改める。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正後)  
(改正前)

1 名古屋市市税条例 (抜き)

附 則

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

) 第9条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第18条第1項の宅地等調整固定資産税額を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項の商業地等調整固定資産税額とする。

) 第9条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条に規定するところにより、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

) 第10条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条第1項の農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項及び第3項並びに第19条の2の2第2項及び第3項に掲げる事情がある  
昭和47年度  
2項 各号  
土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、  
第34条の規定を適用する場合には、法附則第19条の2第2項及び第3項並び  
に第19条の2の2第2項及び第3項に定めるところによる。

## 2 (略)

第12条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条第2項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条の4第1項の市街化区域農地調整固定資産税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第25条第1項の宅地等調整都市計画税額を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の商業地等調整都市計画税額とする。

第14条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条に規定するところにより、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条の2の2 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第26条第1項の農地調整都市計画税額を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

第14条の4 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第27条の2第1項の市街化区域農地調整都市計画税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

) (条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{3}{4}$  法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

$\frac{4}{5}$   
 $\frac{15}{16}$   
(略)

$\frac{16}{17}$  法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅及び市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋に対する課する固定資産税の減額)  
新築住宅敷地用旧農地

第15条 法附則第15条の6及び第15条の8第1項から第3項までに規定するところにより、住宅(法附則第15条の8第1項)の場合にあっては、同項に規定

する住宅以外の家屋を含む。) 及び住宅敷地用旧農地(法附則第15条の8第2項に規定する特定市街化区域農地を転用して住宅の敷地の用に供している土地をいう。)に対して課する固定資産税については、法附則第15条の6及び第15条の8 第1項 第1項から第3項までに定める額をその税額から減額する。  
(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第16条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、同項に定める額をその税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内にその旨を市長に申告しなければならない。

## 2 名古屋市市税減免条例(抜すい)

(固定資産税の減免)

### 第7条 (略)

{  
  (1)  
  (19)  
} (略)

(20) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業によって新築された家屋の一部である同条第8号に規定する施設建築物の一部(法附則第15条の6第2項、第15条の7第2項又は第15条の8 第1項若しくは第2項 第1項、第3項若しくは第4項の適用がある者を除く。) 当該家屋

に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 5 年度分について税額の 6 分の 1 に相当する額

(21) } (略)  
(22) }

2 (略)

3 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）  
(抜すい)

第 2 条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

) 附則第16条の 2  
附則第16条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例)

第16条の 3  
第16条の 2 (略)

2 }  
3 }

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の 4  
第16条の 3 (略)

2 (略)

(参考 2)

## 参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照（改正後  
改正前）

### 附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第15条（略）

2（略）

{ (1)  
(2) } (略)

（3）中小事業者等が取得した土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有

害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 2分

の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例

で定める割合（当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分

の1）

{ (3)  
(4)  
(4)  
(5)  
(5)  
— (6)  
(6)  
(7) } (略)

3  
\\$  
45  
46  
\\$  
48

{ (略)

市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等  
(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等  
固定資産税の減額)

) 第15条の8 市町村は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資產  
税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和48年法律第102号）第  
2条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同  
じ。）の所有者若しくは特定市街化区域農地について耕作の事業に供するた  
めの農地法第2条第3項第2号イに規定する使用収益権を有する者（これら  
の者の相続人を含む。以下この項及び次項において「特定市街化区域農地の  
所有者等」という。）又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住  
組合が、当該特定市街化区域農地につき同法第4条第1項第7号又は第5条  
第1項第6号の届出（次項において「転用の届出」という。）がされた後、  
当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて中高層耐  
火建築物である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供  
される家屋をいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）で政令で  
定めるものを平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築し、か  
つ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における  
当該貸家住宅に対してその者に課する固定資産税については、前条第2項の

規定又は第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1（新たに固定資産税が課されることとなつた年度から2年度分の固定資産税については、3分の2）に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

- 2 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合（以下この項において「特定市街化区域農地の関係者」という。）が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地（以下この項において「旧農地」という。）又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわかつて貸家住宅で政令で定めるものを平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅の敷地の用に供

する土地のうち当該旧農地に対して特定市街化区域農地の関係者に課する固定資産税については、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から 3 年度分の固定資産税に限り、特定市街化区域農地の関係者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該旧農地の一部が第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅が専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅である場合には、当該旧農地のうちこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の 12 分の 1 に相当する額を当該旧農地に係る固定資産税額から減額するものとする。

$\frac{1}{3}$   
{} (略)  
 $\frac{3}{5}$

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額)

第15条の11 市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第 2 条第 17 号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術

の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額）の3分の1に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、改修実演芸術公演施設に係る固定資産税又は都市計画税の納稅義務者から、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該改修実演芸術公演施設につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税

の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 }  
5 } (略)  
4 }

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

6 (略)

第18条の3 附則第18条第6項第1号から第3号までに掲げる宅地等で 平成30  
平成27

年度から平成32年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第3項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）

のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地（第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。）	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用宅地等（住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ。）	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 平成30年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地 等に係る平成29年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第349条の3の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗

じて得た額)

- 口  $\frac{\text{平成29年度分}}{\text{平成26年度分}}$  の固定資産税について  $\frac{\text{平成30年改正前の地方税法}}{\text{平成27年改正前の地方税法}}$  附則第 18条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について  $\frac{\text{平成30年改正前の地方税法}}{\text{平成27年改正前の地方税法}}$  第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)
- (2) 平成31年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 $\frac{\text{それぞれ次}}{\text{それぞれ}}$  に定める額
- イ 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る  $\frac{\text{平成30年度分}}{\text{平成27年度分}}$  の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)
- 口  $\frac{\text{平成30年度分}}{\text{平成27年度分}}$  の固定資産税について附則第 18 条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について  $\frac{\text{平成30年改正前の地方税法}}{\text{平成28年改正前の地方税法}}$  第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)
- (3) 平成32年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、 $\frac{\text{それぞれ次}}{\text{それぞれ}}$  に定める額
- イ 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る  $\frac{\text{平成31年度分}}{\text{平成28年度分}}$  の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)
- 口  $\frac{\text{平成31年度分}}{\text{平成28年度分}}$  の固定資産税について附則第 18 条の規定の適用を受ける

特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成29年改正前の地方税法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

- 3 附則第18条第6項第2号に掲げる宅地等で平成30年度に係る賦課期日において第1項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成29年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成30年度類似用途変更宅地等」平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第6項第3号に掲げる宅地等で平成31年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成30年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成31年度類似用途変更宅地等」平成28年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第6項第4号に掲げる宅地等で平成32年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成31年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成32年度類似用途変更宅地等」平成29年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成30年度類似用途変更宅地等に係る平成30年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成31年度類似用途変更宅地等に係る平成31年度分の固定資産税にあつては第2号に掲げる額、平成32年度類似用途変更宅地等に係る平成32年度分の固定資産税にあつては第3号に掲げる額とする。
- (1) 当該平成30年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成29年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成31年度類似用途変更宅地等に係る平成31年度分の固定資産税にあつては第2号に掲げる額、平成32年度類似用途変更宅地等に係る平成32年度分の固定資産税にあつては第3号に掲げる額とする。

- (1) 当該平成30年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成29年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成31年度類似用途変更宅地等に係る平成31年度分の固定資産税にあつては第2号に掲げる額、平成32年度類似用途変更宅地等に係る平成32年度分の固定資産税にあつては第3号に掲げる額とする。

定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成30年  
度類似用途変更宅地等が平成30年度に係る賦課期日において該当した第1  
項の表の上欄に掲げる宅地等に平成29年度に係る賦課期日において該当し  
た土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び  
次項第1号において「平成29年度類似特定用途宅地等」といふ。）で同年  
度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成29年度  
平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成29年度類似特定用途宅地等で同年度に係  
る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資  
産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た  
額

(2) 当該平成31年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成30年度分の固  
定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成28年  
度類似用途変更宅地等が平成31年度に係る賦課期日において該当した第1  
項の表の上欄に掲げる宅地等に平成27年度に係る賦課期日において該当し  
た土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び  
次項第2号において「平成30年度類似特定用途宅地等」といふ。）で同年  
度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成30年度  
平成27年度類似課税標準額の総額を当該平成30年度類似特定用途宅地等で同年度に係  
る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資  
産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た  
額

(3) 当該平成32年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成31年度分の固  
定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成29年  
度類似用途変更宅地等が平成32年度に係る賦課期日において該当した第1  
項の表の上欄に掲げる宅地等に平成29年度に係る賦課期日において該当し

項の表の上欄に掲げる宅地等に平成31年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第3号において「平成31年度類似特定用途宅地等  
平成28年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成31年度  
平成28年度類似課税標準額の総額を当該平成31年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 平成29年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる平成29年度類似特定用途宅地等以外の平成29年度類似特定用途宅地等 当該平成29年度類似特定用途宅地等に係る平成29年度分の平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第349条の3の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成29年度分の固定資産税について平成30年改正前の地方税法附則第平成27年改正前の地方税法18条の規定の適用を受ける平成29年度類似特定用途宅地等 当該平成29年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成30年改正前の地方税法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当

該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

- (2)  $\frac{\text{平成30年度類似課税標準額}}{\text{平成27年度類似課税標準額}}$  次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

イ 口に掲げる  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$  以外の  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$   
当該  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$  に係る  $\frac{\text{平成30年度分}}{\text{平成27年度分}}$  の  
固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$   
が同年度分の固定資産税について第349条の3の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ  $\frac{\text{平成30年度分}}{\text{平成27年度分}}$  の固定資産税について附則第18条の規定の適用を受ける  
平成30年度類似特定用途宅地等 当該  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$  に  
係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 (当  
該  $\frac{\text{平成30年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成27年度類似特定用途宅地等}}$  が同年度分の固定資産税について平成  
28年改正前の地方税法 第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで  
の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定め  
る率で除して得た額)

- (3)  $\frac{\text{平成31年度類似課税標準額}}{\text{平成28年度類似課税標準額}}$  次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ  
次に定める額

イ 口に掲げる  $\frac{\text{平成31年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$  以外の  $\frac{\text{平成31年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$   
当該  $\frac{\text{平成31年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$  に係る  $\frac{\text{平成31年度分}}{\text{平成28年度分}}$  の  
固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該  $\frac{\text{平成31年度類似特定用途宅地等}}{\text{平成28年度類似特定用途宅地等}}$   
が同年度分の固定資産税について第349条の3の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

□ 平成31年度分の固定資産税について附則第18条の規定の適用を受ける  
平成28年度分

平成31年度類似特定用途宅地等 平成31年度類似特定用途宅地等に  
平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に  
係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当  
該平成31年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成

29年改正前の地方税法 第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5 平成30年度から平成32年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第17条及び第18条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第19条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075

## 2 (略)

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降  
 (市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

## 第19条の2 (略)

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに  
 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情が  
 通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であつた土地が市街化  
 ある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に  
 区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課  
 限り、第349条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号  
 期日に係る年度分の固定資産税に限り、第349条第2項第1号に掲げる事情  
 に定めるところによる。

があるものとみなす。この場合における同項から同条第6項までの規定の適

用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2項	次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の2第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地（同条第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地

		(附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。)以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第3項	前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の2第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第4項	に対して	について第2年度の固定資産税の賦課期日において附則第19条の2第2項に規定する事情があ

		る場合においては、通常市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第 5 項	第 2 項各号に掲げる事情があるため、第 2 年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の 2 第 2 項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第 6 項	に対して	について第 3 年度の固定資産税の賦課期日において附則第19条の 2 第 2 項に規定する事情がある場合においては、通常市街化区域農地となつた土地に対して

土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

(1) 当該年度に係る賦課期日（昭和47年度にあつては、賦課期日以前）において、当該土地が新たに市街化区域農地である土地となり、又は市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となること。 第349条第2項、第3項及び第5項中「次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、「前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、又は「第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の」とあるのは「附則第19条の2第2項第1号に掲げる事情がある」と、「固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合」とあるのは「場合」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格）」とし、同条第4項及び第6項中「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは、「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度

分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。

(2) 当該年度に係る賦課期日において、市街化区域農地である田若しくは畠が市街化区域農地である畠若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更があること。第349条第2項、第3項及び第5項中「次の各号」とあり、「前項各号」とあり、又は「第2項各号」とあるのは「附則第19条の2第2項第2号」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。

3 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、通常市平成28年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地（次外化区域農地である田若しくは畠が通常市街化区域農地である畠若しくは田項に規定する土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）に対する附となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含則第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、当該各号に定めるむ。）があり、又は通常市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境ところによる。界変更の事情がある土地については、これらの事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第349条第2項、第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2項	次の各号に掲げる	附則第19条の2第3項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地（同条第1項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この条において

		同じ。) である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第3項	前項各号に掲げる	附則第19条の2第3項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第5項	第2項各号に掲げる	附則第19条の2第3項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等

(1)  
 (2) } (略)

4  
5  
6  
7

(略)

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第19条の2の2 (略)

2 平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第349条第2項第1号に掲げる事情があるものとみなす。この場合における同項から同条第6項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2項	次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の2第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	田園住居地域内市街化区域農地（附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似

		する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を第388条第1項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この条において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格で、市街化区域農地（附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第3項	前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の2の2第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	田園住居地域内市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の

		当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第4項	に対して	について第2年度の固定資産税の賦課期日において附則第19条の2の2第2項に規定する事情がある場合においては、田園住居地域内市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第5項	第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第19条の2の2第2項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	田園住居地域内市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつ

		ては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第6項	に対して	について第3年度の固定資産税の賦課期日において附則第19条の2の2第2項に規定する事情がある場合においては、田園住居地域内市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

3 平成32年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、田園住居地域内市街化区域農地である田若しくは畑が田園住居地域内市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は田園住居地域内市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、これら的事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第349条第2項、第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2項	次の各号に掲げる	附則第19条の2の2第3項に規定する
-----	----------	--------------------

	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地（附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を第388条第1項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。次項及び第5項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格で土地課税台帳等
第3項	前項各号に掲げる	附則第19条の2第3項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等
第5項	第2項各号に掲げる	附則第19条の2第3項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価

基準により補正した価格で土地  
課税台帳等

4  
1  
6  
—  
} (略)

第19条の4 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2  
1  
6  
} (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第25条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条にお

いて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条、附則第27条の4及び第27条の4の2第1項において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2  
3 } (略)  
4 }

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(附則第27条の4及び第27条の4の2第1項において「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

6 (略)

第25条の3 附則第25条第6項において読み替えられた附則第18条第6項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成30年度から平成32年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(第3項の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号の規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の

固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用宅地等	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 平成30年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
- イ □に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成29年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
- ロ □ 平成29年度分の都市計画税について平成30年改正前の地方税法附則第25条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成30年改正前の地方税法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定め

る率で除して得た額)

- (2) 平成31年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
　　イ　口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）  
　　ロ　平成30年度分の都市計画税について附則第25条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成28年改正前の地方税法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）  
(3) 平成32年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
　　イ　口に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）  
　　ロ　平成31年度分の都市計画税について附則第25条の規定の適用を受ける特定用途宅地等　当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成29年改正前の地方税法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 附則第25条第6項において読み替えられた附則第18条第6項第2号に掲げる宅地等で平成30年度に係る賦課期日において第1項の表の上欄に掲げる宅

地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成29年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成30年度類似用途変更宅地等  
平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第6項第3号に掲げる宅地等で平成31年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成30年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成31年度類似用途変更宅地等  
平成28年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第6項第4号に掲げる宅地等で平成32年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成31年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成32年度類似用途変更宅地等  
平成29年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成30年度  
平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成30年度分の都市計画税にあつては第1号に掲げる額、平成31年度類似用途変更宅地等に係る平成31年度分の都市計画税にあつては第2号に掲げる額、平成32年度類似用途変更宅地等に係る平成32年  
度分の都市計画税にあつては第3号に掲げる額とする。

(1) 当該平成30年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成29年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成30年  
度類似用途変更宅地等が平成30年度に係る賦課期日において該当した第1項の表の上欄に掲げる宅地等に平成29年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成29年度類似特定用途宅地等  
平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成29年度

類似課税標準額の総額を当該平成29年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

- (2) 当該平成31年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成28年度類似用途変更宅地等が平成31年度に係る賦課期日において該当した第1項の表の上欄に掲げる宅地等に平成30年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第2号において「平成30年度類似特定用途宅地等」といふ。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成30年度類似課税標準額の総額を当該平成27年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額
- (3) 当該平成32年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成31年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成29年度類似用途変更宅地等が平成32年度に係る賦課期日において該当した第1項の表の上欄に掲げる宅地等に平成31年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第3号において「平成31年度類似特定用途宅地等」といふ。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成31年度類似課税標準額の総額を当該平成28年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資

産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)  $\frac{\text{平成29年度類似課税標準額}}{\text{平成26年度類似課税標準額}}$  次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

イ 口に掲げる平成29年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 平成29年度類似特定用途宅地等 当該平成29年度類似特定用途宅地等に係る平成29年度分の  
平成26年度類似特定用途宅地等 固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該平成29年度類似特定用途宅地等  
平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ  $\frac{\text{平成29年度分}}{\text{平成26年度分}}$ の都市計画税について平成30年改正前的地方税法附則第25条の規定の適用を受ける平成29年度類似特定用途宅地等 当該平成29年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の  
課税標準となるべき額 (当該平成29年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成30年改正前的地方税法第349条の3 (第19項  
平成27年改正前の地方税法第20項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2)  $\frac{\text{平成30年度類似課税標準額}}{\text{平成27年度類似課税標準額}}$  次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

イ 口に掲げる平成30年度類似特定用途宅地等以外の平成27年度類似特定用途宅地等 平成30年度類似特定用途宅地等 当該平成30年度類似特定用途宅地等に係る平成30年度分の  
固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該平成30年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成30年改正前的地方税法第349条の3 (第19項  
平成27年改正前の地方税法第20項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

口  $\frac{\text{平成30年度分}}{\text{平成27年度分}}$  の都市計画税について附則第25条の規定の適用を受ける  
平成30年度類似特定用途宅地等 当該平成30年度類似特定用途宅地等に  
平成27年度類似特定用途宅地等 係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 (当  
該平成30年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成  
平成27年度類似特定用途宅地等 第19項  
28年改正前の地方税法 第349条の3 (第19項を除く。) 又は附則第15条  
から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を  
これらの規定に定める率で除して得た額)

(3)  $\frac{\text{平成31年度類似課税標準額}}{\text{平成28年度類似課税標準額}}$  次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

イ 口に掲げる平成31年度類似特定用途宅地等以外の平成31年度類似特定  
平成28年度類似特定用途宅地等 平成28年度類似特定  
用途宅地等 当該平成31年度類似特定用途宅地等に係る平成31年度分の  
用途宅地等 平成28年度類似特定用途宅地等の平成31年度類似特定用  
固定資産税の課税標準の基礎となつた価格 (当該平成28年度類似特定用  
途宅地等が同年度分の都市計画税について第702条の3の規定の適用を  
受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

口  $\frac{\text{平成31年度分}}{\text{平成28年度分}}$  の都市計画税について附則第25条の規定の適用を受ける  
平成31年度類似特定用途宅地等 当該平成31年度類似特定用途宅地等に  
平成28年度類似特定用途宅地等 係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 (当  
該平成31年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成  
平成28年度類似特定用途宅地等 第349条の3 (第19項を除く。) 又は附則第15条  
29年改正前の地方税法 第19項を除く。) 又は附則第15条  
から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を  
これらの規定に定める率で除して得た額)

5 平成30年度から平成32年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住  
平成27年度から平成29年度

宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか 2 以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第17条及び第25条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第26条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

2 (略)

第27条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第19条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3（第19項を除

く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条及び附則第27条の4の2第1項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2  
↓  
(略)  
6

) 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則(抜粋)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)  
↓  
(略)  
(15)

(固定資産税に関する経過措置)

第20条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3  
↓  
(略)  
7

8 平成27年4月1日から平成30年3月31までの間に新築された旧法附則第15条の8第1項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法附則第19条の2、第19条の2の2及び第22条第2項から第11項までの規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 }  
12 } (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第22条 市町村は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第18条の3（新法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（新法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 }  
3 } (略)  
5 }

(都市計画税に関する経過措置)

第30条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 (略)

平成30年承認第 2号

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正  
する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1項の規定に基づき、病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により平成30年 3月30日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第 3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成30年 5月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第37号

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正  
する条例

(病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1条 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 2項中「第52条第 1項」を「第52条の 2第 1項」に、「同条第 5項」を「省令第52条第 5項」に、「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

附則第 3項中「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

附則第 4項中「第53条」を「第53条の 2第 1項」に、「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

(病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2条 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第 2号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項を附則第 4項とし、附則第 2項の見出しを削り、同項を附則第 3項とし、附則第 1項の次に次の見出し及び 1項を加える。

（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第54条の 2第 1項に規定する診療所に係るこの条例の適用については、平成30年 4月 1日から平成36年 3月31日までの間、「並びに省令第21条の 4」とあるのは、「、省令第21条の 4並びに省令第54条」とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 (改正後)  
(改正前)

1 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（抜すい）

附 則

（転換病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置）

2 省令第52条の<sup>2</sup><sub>第52条</sub>第1項に規定する病院に係るこの条例の適用については、

施行日から省令第52条<sup>5</sup><sub>同条</sub>第5項に規定する転換が完了するまでの間（平成36年  
平成30年

3月31日までの間に限る。）、「第19条第2項及び第3項」とあるのは、「

第19条第2項及び第3項並びに省令第52条第5項」とする。

3 前項の病院に係るこの条例の適用については、施行日から省令第52条第6

項に規定する転換が完了するまでの間（平成36年 3月31日  
平成30年 3月31日までの間に限る。）、

「第19条第2項及び第3項」とあるのは、「第19条第2項及び第3項並びに  
省令第52条第6項」とする。

（療養病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置）

4 省令第53条の<sup>2</sup><sub>第53条</sub>第1項に規定する病院に係るこの条例の適用については、

施行日から平成36年 3月31日までの間、「第19条第2項及び第3項」とある

のは、「第19条第2項及び第3項並びに省令第53条」とする。

2 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（

平成30年名古屋市条例第2号）附則（抜すい）

（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第54条の<sup>2</sup><sub>第54条</sub>第1項に規定する

診療所に係るこの条例の適用については、平成30年 4月 1日から平成36年 3月31日までの間、「並びに省令第21条の 4」とあるのは、「省令第21条の4並びに省令第54条」とする。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置)

$\frac{3}{2}$   
 $\frac{4}{3}$

} (略)

(参考 2)

## 参 照 条 文

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）抜すい 新旧対照（

改正後  
改正前

### 附 則

第52条の 2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、

平成30年 6月30日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出

た場合には、同条中「平成30年 3月31日」とあるのは、「平成36年 3月31日」

とする。

2 (略)

第53条の 2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年 6月30日ま

での間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であること

を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成30年 3月31日」

とあるのは、「平成36年 3月31日」とする。

2 (略)

第54条 療養病床を有する診療所であつて、平成24年改正省令の施行の際現に、

特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第21条の 2第 2項第 1号及び

第 2号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診

療所」という。）であるものの開設者が、平成24年 6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道

府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条から第55条の2までにおいて同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第21条の2第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

第54条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

2 (略)

)

)

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。